

秋田市上下水道局工事等請負業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市上下水道局（以下「局」という。）が公募型指名競争入札、要件付一般競争入札、事後審査型条件付一般競争入札、一般競争入札および指名競争入札（以下「入札」という。）又は随意契約を行うにあたり、工事等請負業者を選定するに必要な事項を定めることを目的とする。

(部会)

第2条 前条の目的を達成するため、秋田市上下水道局工事等請負業者選定審議部会（以下「部会」という。）を置く。

(構成)

第3条 部会の構成は、次のとおりとする。

部 会 長 理事

副 部 会 長 次長

会 員 総務課長、お客様センター所長、給排水課長、水道維持課長、水道建設課長、下水道整備課長、浄水課長、下水道施設課長、仁井田浄水場建設室長および契約課長

臨時部会員 部会長が指名した者

2 前項の規定にかかわらず、次長の職の発令がない場合は、総務課長を副部会長とする。

3 部会に幹事若干名を置き、部会長（以下「長」という。）が命ずる。

(審議額)

第4条 部会は、次の各号について審議する。

(1) 実施設計額が200万円を超える工事

(2) 1件の実施設計額が年換算で80万円を超える物品の賃借に関するもの

(3) 前2号以外で実施設計額が100万円を超えるもの

(4) 前3号以外で特に部会において審議することが必要と認められるもの

2 前項の審議事項のうち、実施設計額が3,000万円以上の工事および特に重要な工事ならびに実施設計額が1,000万円以上の測量、建設コンサ

ルタント業務等および特に重要な測量、建設コンサルタント業務等については部会で審議後、秋田市工事請負業者選定審議委員会へ諮問し、答申を受けるものとする。

(招集)

第5条 部会の会議は、必要に応じてその都度、長が招集する。

2 部会は、部会長又は副部会長を含む5名以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議)

第6条 長は、会議を総理する。

2 長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(選定基準)

第7条 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事又は造園工事を入札に付する場合は、当該工事の実施設計額に対応する別表第1の等級に格付けされた者のうちから選定するものとする。ただし、実施設計額が7,000万円以上の水道施設工事を入札に付する場合は、別表第2-1に掲げる者のうちから選定する。また、実施設計額が5,000万円以上の土木工事および建築工事を入札に付する場合は、別表第1のほか、別表第2-2に掲げる者のうちから選定するものとする。

2 入札に付する工事の選定業者数は、当該工事の実施設計額に応じ、別表第3に掲げるところによるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、入札に付する工事が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による等級に格付けされた者以外の者のうちから選定することができる。

(1) 第1項の規定による等級に格付けされた者の数がきわめて少数となる工事

(2) 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事

(3) 特別な技術を要する工事

(4) 大規模な工事

(5) 工事成績が優良な業者を対象とする工事

(6) 当該工事の種類、内容、市内に主たる営業所を有する建設業者の施工能力等を勘案し、第1項の規定により難いと認められる工事

4 入札に参加する者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項

に留意し、選定が特定の業者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 工事事務等の状況
- (2) 信用度
- (3) 秋田市および局発注の工事の成績
- (4) 当該工事施工についての技術的適性
(非選定者への理由説明)

第8条 入札参加資格者より、選定されない理由について書面により説明を求められた場合は、部会の決裁を得て、書面により回答するものとする。

(その他)

第9条 その他会議の審議に必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

業種 ランク	土木工事	建築工事	電気・管 工事	舗装工事	造園工事
A	2,500万円 以上	3,000万円 以上	1,000万円 以上	500万円 以上	500万円 以上
B	1,000万円 以上 2,500万円 未満	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,000万円 未満	500万円 未満	500万円 未満
C 1	1,000万円 未満	1,000万円 未満			
C 2					

別表第 2 － 1

実施設計額	水道施設工事
7,000万円以上	・ 特定建設業の許可

別表第 2 － 2

実施設計額	土木工事および建築工事
5,000万円以上 1 億円未満	・ 1 級技術者が 3 人以上
1 億円以上	・ 1 級技術者が 3 人以上
	・ 総合点数 850 点以上
	・ 特定建設業の許可

別表第 3

実施設計額	指名業者数
5,000万円以上	10社以上
2,000万円以上 5,000万円未満	8 社以上
700万円以上 2,000万円未満	7 社以上
700万円未満	5 社以上